

福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年3月7日)

[件 名]

- 1 鳥取県耐震改修促進計画の改定に係るパブリックコメントの実施結果について
(住まいまちづくり課)・・・2
- 2 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(水環境保全課)・・・6

生 活 環 境 部

鳥取県耐震改修促進計画の改定に係るパブリックコメントの実施結果について

令和4年3月7日
住まいまちづくり課

令和3年12月に国の耐震改修促進計画が改定されたことを受け、市町村・建築関係団体の意見を踏まえて鳥取県耐震改修促進計画（平成19年策定、平成28年改定）の改定案をまとめ、広く県民の意見を求めるためパブリックコメント及び県政参画電子アンケートを実施したので、その結果を報告する。

1 鳥取県耐震改修促進計画の概要

鳥取県耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条の規定に基づき、建築物の耐震化を促進し建築物の地震に対する安全性の向上を図ることを目的に、住宅及び建築物の耐震化率の目標と関連施策等を定めたものである。

2 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間 令和4年2月14日（月）から28日（月）まで（15日間）

(2) 意見総数 11件（3名）

(3) 主な意見と対応方針

- ・耐震改修促進計画の改定案について反対の意見はなかった。
- ・住民に耐震改修等の必要性について理解が進むような取組をしてはどうかという意見があった。

<対応の区分>盛込済 (◎) 一部盛込済 (○) 今後検討 (△) その他 (ー)

意見の内容	対応方針	対応
県内で想定される地震被害がよく分からない。どのような対策が必要なのかを県民に周知徹底してほしい。	耐震改修等の必要性については、市町村と連携して自治会等や自主防災組織に「出前説明会」を開催するほか、パンフレット配布や県政広報等による周知を強化することとしている。	◎
耐震診断、耐震改修の補助制度について、県民への周知が不十分ではないか。平成12年以前に建築された住宅には耐震診断・耐震改修の補助制度について周知が必要である。	ホームページや広報媒体を活用して補助制度の周知を図っており、更に市町村と連携してダイレクトメールの送付・戸別訪問により、所有者等に直接耐震診断・耐震改修を働きかけ、耐震化の促進に取り組むこととしている。	◎
住宅以外の建築物も耐震化が必要なので、耐震診断を義務付けしてほしい。	耐震改修促進法では、多数の者が利用する一定規模以上の建築物について、耐震診断の実施を義務付けており、対象建築物は、全て耐震診断により耐震性を確認している。耐震性能が不足している建築物には、市町村と連携して所有者に耐震改修を働きかけている。	◎
感震ブレイカーの必要性について、周知不足ではないか。補助制度を設けて設置をすすめていくべきである。	地震火災を防止する感震ブレイカーについては、普及に向けてホームページ等で周知をしており、今後は出前説明会等を通じて普及を図ることとしている。感震ブレイカーの設置費用については、市町村で補助制度を設けられている。	◎
危険なブロック塀は、行政が指定して診断を行ってほしい。	通学路、避難路沿いの危険ブロック塀については、平成30年に調査を行っており、倒壊のおそれのあるブロック塀の所有者には、市町村と連携して補助制度の活用により危険ブロック塀の撤去・改修を進めるよう働きかけている。	◎
空き家になると危険なので、所有者と協議して、解体や売買の斡旋をしてみたい。	危険空き家や耐震性のない住宅については、市町村と協調して解体費用の一部を助成している。空き家の売買については、県が斡旋することまでは考えていないが、中古住宅の購入者に対して、市町村と協調して耐震改修費用の一部を助成している。	○

3 県政参画電子アンケートの概要

- (1) 実施期間 令和4年2月14日(月)から28日(月)まで ※パブリックコメントと同じ期間
 (2) 回答数 467名(回答率 63.1%)
 (3) アンケート結果の概要

項目	回答				
	知っているが診断した	知っているが診断していない	知らない	その他	
平成12年5月以前の住宅は耐震診断をした方がよいことを知っているか。	4%	38.6%	56.3%	1.1%	
低コスト耐震改修工法であれば耐震改修をしたいか。	20.5%	51.7%	22.7%	5.1%	
耐震改修にあわせてリフォームしたい部分はありますか。	省エネ改修 33.6%	水回り 43.2%	間取り変更 12.5%	屋根改修 8.7%	その他 2.0%

4 今後の予定

令和4年3月中旬 パブリックコメントの実施結果を県ホームページで公表
 3月下旬 耐震改修促進計画の改定

【参考】耐震改修促進計画の主な改定内容

- (1) 計画期間
 令和3年度から令和7年度末まで(5年間)

(2) 耐震化率の目標の引上げ

耐震化率	県計画の目標 【前回計画の目標】	(参考) 国計画の目標
住宅	現状 令和2年度：85%→目標 令和7年度：92% 令和12年度には概ね解消 【平成27年度：78%→令和2年度：89%】	現状 平成30年度：87% →目標 令和12年度：概ね解消 (概ね解消とは、残り数%のこと)
耐震診断義務付け対象建築物(※)	現状 令和2年度：70%→目標 令和7年度：85% 令和12年度には概ね解消	現状 令和2年度：73% →目標 令和7年度：概ね解消

(※) 国計画では、建築物の耐震化率の指標が、特定既存耐震不適格建築物(※1)から耐震診断義務付け対象建築物(※2)に変更されたことに伴い、県計画も同様に変更した。

※1 特定既存耐震不適格建築物：多数の者が利用する3階かつ床面積1,000㎡以上の建築物等

※2 耐震診断義務付け対象建築物：多数の者が利用する3階かつ床面積5,000㎡以上の建築物等

(3) 住宅耐震化促進のための新たな取組

ア) 住宅耐震総合支援メニューによる耐震化の促進

- ・所有者へのダイレクトメール・戸別訪問など市町村による耐震診断受診の働きかけを強化する。
- ・耐震診断結果の報告に併せ、建築士により概算工事費、補助制度を説明、耐震改修の啓発を行う。
- ・木造住宅耐震化業者、施工実績の情報提供など所有者が業者を選択しやすい環境を整備する。

イ) 補助金の代理受領又は請求書払いの導入促進

- ・所有者が工事費から補助金額を差し引いた額の資金を用意すればよい代理受領制度等の導入を促進することにより所有者の負担軽減を図る。(通常は工事費を全額支払ったのちに補助金を受領)

代理受領	耐震改修工事の請負業者が市町村から直接補助金を受領できる制度
請求書払い	耐震改修工事の請負業者への支払い前にその請求書により補助金を受領して、請負業者への支払いに充当できる制度

ウ) 省エネ改修に併せた耐震改修の普及

- ・断熱と耐震の性能向上を一体的に行う住宅リフォーム・全面改修について、健康省エネ住宅改修(Re NE-ST)に取り組む事業者と連携して普及・促進を図る。
- ・耐震改修と併せて省エネ改修を行う所有者に対し省エネ改修工事費を加算して支援する。

(4) コンクリートブロック塀の撤去・改修の促進・木塀の普及

- ・市町村との協調補助によって約120件/年のペースで耐震化が進んでおり、引き続き補助制度の普及・活用によりブロック塀の耐震化を促進する。
- ・木塀の普及により、安全性を向上させるとともに県産材利用の促進、良好な景観形成を推進する。

(5) 屋根瓦の耐震対策

- ・瓦工事業組合等と連携して屋根瓦の軽量化、耐震改修の普及啓発を行うとともに、瓦工事施工者、設計者向けに研修会を開催し、屋根瓦ガイドライン工法の周知及び技術力向上を図る。
- ・土葺き屋根瓦の耐震化、住宅の耐震改修と一体的に行う屋根瓦の耐震化について、市町村と協調して工事費を支援する。

1 計画の概要

(1) 目的

○建築物の耐震化を促進し、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命と財産を守る。

(2) 位置付け

○耐震改修促進法第5条第1項に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画。
○鳥取県持続可能な住生活環境基本計画、鳥取県国土強靱化地域計画等の関連計画との整合。

(3) 計画期間

○令和3年度から令和7年度(5年間)



2 建築物の耐震化に関する目標等

(1) 耐震化の現状

○住宅は、耐震性不足が約3.4万戸残っており、耐震化率は、平成28年に定めた目標89%に達していない。
○建築物は、耐震性不足の特定既存不適格建築物が460棟あり、引き続き耐震化の促進が必要。

区分	令和2年度(現状)			前計画の目標
	総数	耐震性不足	耐震化率	耐震化率
住宅	220,000戸	34,000戸	85%	89%
特定既存耐震不適格建築物 ^(※1)	2,680棟	460棟	83%	90%
（うち、県有施設）	270棟	2棟	97%	100%

※1 多数の者が利用する3階かつ床面積1,000㎡以上の建築物等

(2) 耐震化の目標

① 住宅

○令和7年度に、耐震化率92%を目標とし、国計画同様に令和12年度には耐震性を有しない住宅の概ね解消を目指す。

区分		前計画改定時	現状	計画期間目標値	最終目標値
		平成27年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度
住宅	県	78%	85%	92%	概ね解消
	国(参考)	82%(H25)	87%(H30)	95%	概ね解消

② 建築物

○民間建築物の今後の計画等の実情を踏まえ、令和7年度に耐震化率85%(23施設)を目標とする。

区分	前計画改定時	現状	計画期間目標値
	平成27年度	令和2年度	令和7年度
耐震診断義務付け建築物 ^(※2)	26%(7施設)	70%(19施設)	85%(23施設)
（うち、県有施設）	66%	66%	概ね解消
国(参考)	—	74%	概ね解消

建築物耐震化率は、国が特定既存不適格建築物から耐震診断義務付け建築物に変更したことに伴い県計画も同様に見直した。

※2 多数の者が利用する3階かつ床面積5,000㎡以上の建築物等で鳥取県は「27施設」を対象建築物としている

3 耐震化の基本方針等

(1) 基本方針

○所有者等が耐震化に取組み(自助)、地域で助け合う取組み(互助)に対して、耐震化の費用負担軽減・技術支援、施設整備などの施策(公助)に取組む。

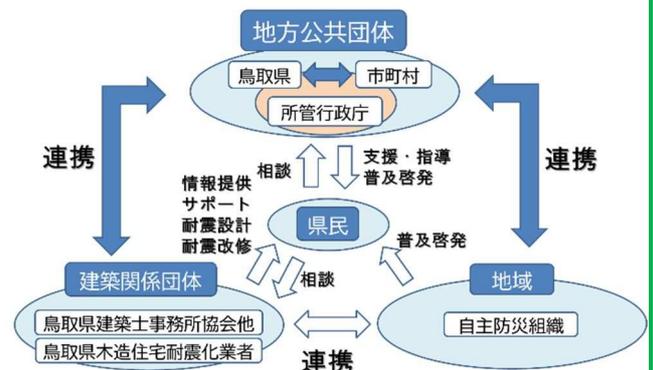
(2) 役割分担

○県、市町村、県民及び建築関係団体は、役割を分担(※)して効率的に取り組むことで、住宅・建築物の耐震化を促進する。

<※役割分担の概要>

- 県民：自発的かつ積極的に耐震化に努める。
- 地方公共団体：耐震化の実施の阻害要因となっている課題の解決。
- 地域：住民への防災知識の普及啓発等を実施。
- 建築関係団体：耐震化の促進を技術的な側面からサポート。

役割分担、連携のイメージ



4 新たに取り組む耐震化の施策

(1) 総合支援メニューによる耐震化

- 所有者へのダイレクトメール・戸別訪問など市町村による耐震診断受診の働きかけを強化する。
- 耐震診断結果の報告に併せ、建築士により概算工事費、補助制度を説明、耐震改修の啓発を行う。
- 木造住宅耐震化業者、施工実績の情報提供など所有者が業者を選択しやすい環境を整備する。
- 市町村と連携して、PDCAサイクルにより住宅耐震化の進捗管理を行う。



(2) 耐震改修費用の負担軽減

- 所有者が工事費から補助金額を差し引いた額の資金を用意すればよい代理受領制度等の導入を促進することにより所有者の負担軽減を図る。

- ・代理受領制度：耐震化の請負業者が市町村から補助金を受領できる制度
- ・請求書払い：請求書により補助金を支給して、請負業者への支払いに充当できる制度



(3) 省エネ住宅改修に合わせた耐震改修

- 断熱と耐震の性能向上を一体的に行う住宅リフォーム・全面改修について、健康省エネ住宅改修(Re-NEST)に取り組む事業者と連携して普及・促進を図る。
- 耐震改修と併せて省エネ改修を行う所有者に対し省エネ改修工事費を加算して支援する。



(4) コンクリートブロック塀の撤去・改修

- 市町村と協調してコンクリートブロック塀の撤去・軽量化な塀等へ改修する費用を支援する。
- 木塀の普及により、安全性を向上させるとともに県産材利用の促進、良好な景観形成を推進する。



<コンクリートブロック塀から木塀への改修>

(5) 屋根瓦の耐震対策

- 瓦工事業組合等と連携して屋根瓦の軽量化、耐震改修の普及啓発を行うとともに、瓦工事施工者、設計者向けに研修会を開催し、屋根瓦ガイドライン工法の周知及び技術力向上を図る。
- 市町村と協調して土葺き屋根瓦及び住宅耐震改修と一体的に行う屋根瓦の耐震化を支援する。

屋根瓦の耐震改修工事

改正告示に適合しない屋根瓦について、所要の耐震性能を有する屋根に葺き替え



5 既存の耐震化施策の充実

(1) 住宅耐震化支援事業の拡充

- 耐震改修を段階的に行う工事、地震で倒壊しても安全な空間を確保できる耐震シェルターの整備費用に対する補助について、市町村と協調して取り組みを行う。

(2) 無料診断の促進及び低コスト耐震改修工法の普及

- 所有者が行う無料耐震診断の手続きの簡素化を図る。
- 低コスト工法用耐震診断ソフトの診断結果・改修案・概算費用の分析、検証しスキルアップ研修を行う。
- 低コスト工法を採用した耐震改修工事の見学会等の周知・普及啓発を強化する。

(3) 建築物の耐震化

- 所有者等向けの補助制度、耐震化啓発のパンフレット・ポスターを作成し、市町村と連携してダイレクトメール・アンケートにより耐震化を働きかける。



<低コスト耐震改修工法の事例>

(左：筋交設置・右：外壁にターンバックル設置)

(4) 中規模県有施設(※)の耐震化

- 耐震化が未済の中規模県有施設は、施設の集約、廃止を検討した上で、耐震改修又は建替え等の整備計画を策定し、耐震化を促進する。

※多数の者が利用する重要度の高い施設で床面積200㎡以上の非木造建築物

中規模県有施設	耐震改修又は建替	用途廃止	検討中
耐震性が不十分(10施設)	4施設	3施設	3施設

<耐震化未了となっている残り施設の今後方針>

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和4年3月7日
生活環境部

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
くらしの安心局 水環境保全課	天神浄化センター主ポンプ設備 工事その14(主ポンプ設備改築)	東伯郡 湯梨浜町 はわい長瀬	新菱工業株式会社中国営業所 所長 柏原 孝正	133,100,000円 (予定価格) 133,156,100円	令和4年3月4日 ～令和5年5月31日	令和4年3月4日	制限付 一般競争入札 (1社)
くらしの安心局 水環境保全課	天神浄化センター電気設備工事 その31(主ポンプ設備改築)	東伯郡 湯梨浜町 はわい長瀬	東芝インフラシステムズ株式会社中国支社 統括責任者 富田 佳則	155,100,000円 (予定価格) 155,890,900円	令和4年3月4日 ～令和5年5月31日	令和4年3月4日	制限付 一般競争入札 (1社)